

土壌物理学会学会賞規定

1. 種類

学会賞に論文賞と研究奨励賞、優秀ポスター賞をおく。

2. 論文賞の選考

論文賞は、年1回、以下の手順により学会賞選考委員会「以下、選考委員会」で審査し、評議員会で決定する。

- (1) 賞の対象とする論文は、「土壌の物理性」に、原則として前年度（前年4月1日から翌年の3月31日まで）に掲載された原著「論文」とする。
- (2) 正会員（1名以上）は、学会賞受賞候補として（1）に該当する論文を自薦もしくは他薦することができる。
- (3) （2）に記す論文の推薦は、学会誌「土壌の物理性」に公示された募集を受け、所定の書類を必要部数揃え、期日までに学会事務局に提出しなければならない。
- (4) 選考委員会では、（1）に該当する論文の中から、（2）の推薦も考慮して受賞候補論文（以下、候補論文）を審査、選考し、評議員会へ付議する。
- (5) 評議員会では、候補論文が受賞に適格かどうかを判定する。

3. 研究奨励賞の選考

研究奨励賞は、年1回、以下の手順により学会賞選考委員長および研究奨励賞専門委員で審査し、評議員会で決定する。

- (1) 賞の対象は、土壌物理学会の正会員または学生会員で、最終学位取得後10年以内または40歳以下の者とする。
- (2) 正会員（1名以上）は、受賞候補として優秀な研究業績や学会活動歴を有する若手研究者を自薦もしくは他薦することができる。
- (3) （2）に記す研究奨励賞推薦は、学会誌「土壌の物理性」に公示された募集を受け、所定の書類を必要部数揃え、期日までに学会事務局に提出しなければならない。
- (4) 研究奨励賞選考委員会では、（2）で推薦された者の中から候補者を審査、選考し、評議員会へ付議する。
- (5) 評議員会では、候補者が受賞に適格かどうかを判定する。

4. 優秀ポスター賞の選考

優秀ポスター賞（以下、ポスター賞）は年1回、以下の手順により決定する。

- (1) 選考の対象は、当該年度の土壌物理学会大会において発表されたポスターであって、筆頭者は会員とする。ただし、ポスターの筆頭者が学生の場合に限り、会員外であっても選考の対象に含める。
- (2) ポスター賞は（1）に該当するポスターの中から、選考委員会および会員の投票により選考する。（5件以下）

4. 表彰

- (1) 論文賞および研究奨励賞は、通常総会において表彰を行う。また会誌上に公表する。
- (2) ポスター賞は、土壌物理学会大会において表彰を行う。また、会誌上に公表する。

(2002.11.23 制定 2024.4.4 改正)

土壌物理学会学会賞選考委員会規定

1. 目的

学会賞選考委員会（以下委員会という）は、論文賞、研究奨励賞および優秀ポスター賞の選考を行うことを目的とする。

2. 業務

委員会はつぎの業務を行う。

- (1) 学会賞規定に基づく論文賞、研究奨励賞および優秀ポスター賞の選考。
- (2) 土壌物理学会学会賞選考に関するその他の事項。

3. 構成

委員会は委員長1名および委員5名程度を持って構成する。

- (1) 委員会は正会員より構成される。
- (2) 委員は評議員会の推薦に基づき総会で決定する。
- (3) 任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
- (4) 委員長は委員の互選により選出する。
- (5) 委員長の推薦により4名程度の研究奨励賞専門委員をおく
- (6) 若干名のその他の専門委員をおくことを認める。

4. 開催

委員会は年3回程度開催する。

(2002.11.23 制定 2024.4.4 改正)